

坂井郡介護保険広域連合

編集・発行 坂井郡介護保険広域連合 〒919-0522 福井県坂井郡坂井町上新庄28-5-3
TEL 0776-67-3366 FAX 0776-67-3766 E-mail:info@kouiki.sakai.fukui.jp
URL <http://www.kouiki.sakai.fukui.jp>

第13号
平成16年3月15日



芦原メロン苑で恒例のもちつき会が行われました。「よいしょ」「よいしょ」の元気な掛け声でおいしいおもちができました。



- ★ 平成16年度当初予算 2～3
- ★ 福祉用具の支給制度 4
- ★ 介護保険料を滞納していると 4
- ★ 介護予防講座『閉じこもり』 5
- ★ 第14回広域連合議会定例会 6～7

桜の花の壁画作りがんばっています。

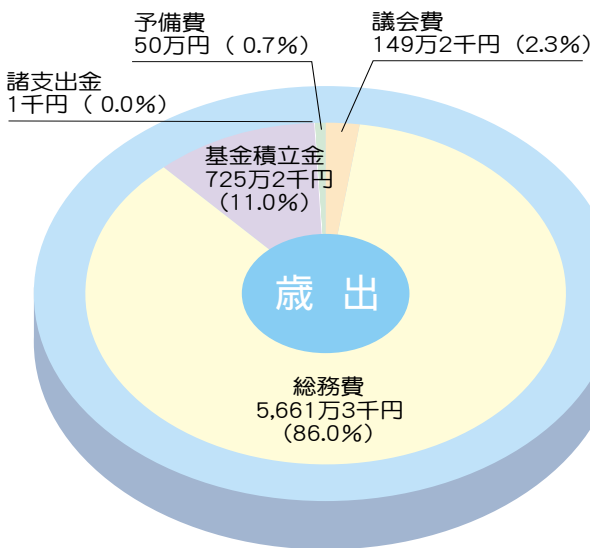
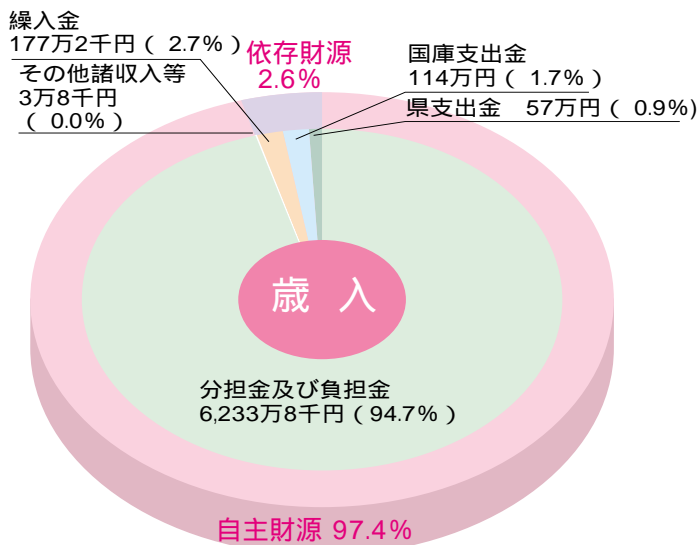
平成 16 年度

当初予算

平成 16 年度坂井郡介護保険広域連合一般会計及び介護保険特別会計の当初予算が、2月20日に開催された第14回広域連合議会定例会において議決されましたので、その概要についてお知らせします。

一般会計 総額6,585万8千円

一般会計は広域連合の組織運営のための会計で、総額6,585万8千円、対前年度比28.6%の伸び率となります。



歳入

歳入は、構成1市4町からの負担金が94.7%と一番高い比率を占めています。そのほか低所得者利用軽減対策事業にかかる国庫支出金が1.7%、県支出金が0.9%及び介護福祉推進基金繰入金が2.7%などとなっています。

歳出

歳出は、議会費149万2千円で全体の2.3%、総務費が5,661万3千円で86.0%、基金積立金が725万2千円で11.0%などとなっています。

総務費の主な内容としては、広域連合の運営にかかる一般管理費が4,820万5千円でそのうち【新規事業】LGWAN（総合行政ネットワーク）サービス提供設備導入関係費用988万5千円を計上しました。

また、低所得者に対する利用者負担軽減対策費が449万4千円などのほか、『お試し居宅介護サービス事業』や『居宅復帰支援事業』の居宅介護推進費として315万6千円を計上しました。

当初予算の比較 (単位：千円)

本年度予算額	前年度予算額	比較
65,858	51,200	14,658

新規事業

◎ LGWAN（総合行政ネットワーク）サービス提供設備導入

LGWANは、地方公共団体の組織内ネットワーク(庁内LAN)を相互に接続し、高度情報流通を可能にする通信ネットワークとして整備し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図ります。

◎ 介護保険・介護認定システムバックアップデータ保管管理委託業務

万が一の事故によりデータがなくなった場合に備えて、データを磁気テープにバックアップして保管します。

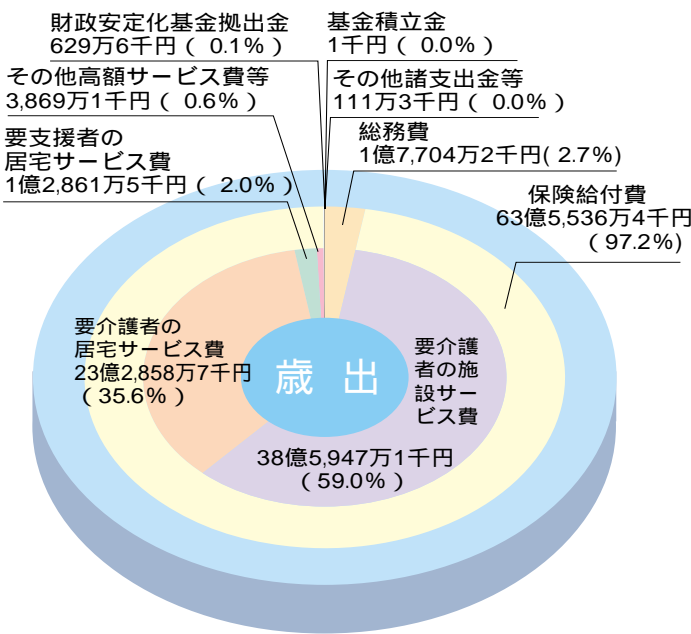
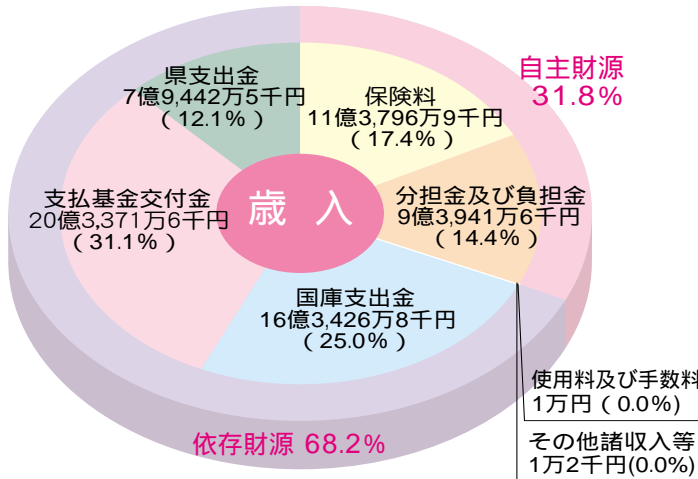
◎ 広域連合要覧の作成

当広域連合の概要及び構成1市4町の紹介を兼ねた要覧を作成します。

介護保険 特別会計

総額65億3,981万6千円

介護保険特別会計は広域連合の主な事業である介護保険のための会計で総額65億3,981万6千円、対前年度比0.2%の伸び率となります。



歳入

歳入は、65歳以上の方から納入される介護保険料が全体の17.4%を占め、保険給付費や要介護認定事務などに対する構成1市4町からの負担金が14.4%、国庫支出金が25.0%、保険給付費に対する支払基金交付金(40歳以上65歳未満の方から納入される介護保険料)が31.1%、県支出金が12.1%などとなっています。

歳出

歳出は、総務費1億7,704万2千円で全体の27%、保険給付費が63億5,536万4千円で97.2%、県財政安定化基金拠出金が629万6千円で0.1%などとなっています。

総務費の主な内容としては、介護保険事業の運営にかかる一般管理費が9,105万8千円、介護保険料の賦課・徴収にかかる賦課徴収費が501万円、要介護認定業務にかかる介護認定審査会費が7,877万7千円のほか、介護保険制度の啓発にかかる趣旨普及費が219万7千円となっています。

なお、予算の大部分を占める、居宅及び施設サービスにかかる保険給付費は63億5,536万4千円を計上していますが、これは対前年度比0.7%の伸び率となっています。

当初予算の比較 (単位：千円)

本年度予算額	前年度予算額	比較
6,539,816	6,527,095	12,721

継続事業

◎ お試し居宅介護サービス事業

介護保険の認定者で、今まで訪問介護・訪問入浴介護を利用されていない方を対象にこれらのサービスを無料で利用できます。

◎ 居宅復帰支援事業

介護保険施設に入所されている方に家庭での生活や介護を体験していただくために一時帰宅の際に利用された居宅サービスの費用額を助成します。

◎ 介護サービス未利用者表彰

◎ 訪問介護利用者負担額助成事業 (広域連合単独事業)

在宅の要介護者の日常生活の自立を助けるために、 福祉用具購入費の支給 のサービスがあります。

対象品目

・腰掛便座



・特殊尿器



・簡易浴槽



・移動用リフトの
つり具の部分



・入浴
補助用具



費用について

支給限度基準額は、1年間(4月から翌3月まで)に10万円です。そのうち9割が保険で支給され、1割は自己負担となります。

例：5万円の福祉用具を購入

4万5千円支給

10万円以上の福祉用具を購入

9万円支給

購入に際してはいったん全額を利用者が負担して、領収書等を添えて申請してください。

適切な福祉用具を選ぶためのチェックポイント

使う人の身体にあっていますか

小さすぎる、大きすぎて使いづらい、無理な姿勢を強いられる、身体に痛みが生じるといったことはありませんか。

本人や介護者が無理なく操作できますか

多大な力が必要、操作が煩雑だといったことはありませんか。

福祉用具を利用できる環境ですか

十分なスペースがない、段差があって利用できないといったことはありませんか。



介護保険料を滞納していると...

特別な理由もないのに保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて保険給付が制限される場合があります。介護が必要となったときのため、そして介護保険制度の健全な運営のために、保険料はきちんと納めましょう。

1年
以上

滞納すると...

サービス利用料をいったん全額自己負担し、申請により市区町村から保険給付分(9割)の払い戻しを受ける「償還払い」に支払い方法が変更となります



1年6ヶ月
以上

滞納すると...

償還払いになった保険給付分の一部または全部が差し止めとなります。なお滞納が続く場合は、滞納していた保険料と相殺されることもあります。



2年
以上

滞納すると...

滞納期間に応じて、通常1割の利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費(1割の利用者負担が高額となり、一定額を超えた場合に支給される費用)が受けられなくなったりします。



納付が難しいときには相談を！

災害や著しい所得の減少などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときにはそのままにせず、まずは各市町介護保険担当課窓口までご相談ください。



閉じこもりを予防しましょう

「閉じこもり」とは、一日のほとんどを家の中あるいは家の周囲で過ごすような、生活行動の範囲が非常に狭くなっている状態をいいます。

そのおもな原因として次の3つがあげられます。

① からだの機能低下

足腰が弱くなり外に出たらすぐ疲れる、耳が遠くなることで人とのコミュニケーションがとりにくくなるなど、外に出ても楽しみがなくなってしまふ。

② 「活動しよう」という意欲の低下

退職や子供の独立などによる生活の変化、知人・友人との交流の減少、今までできていたことができなくなってくるなどの状態になり、意欲が低下する。

③ 環境や気候風土の問題

近くに仲間や友人がいない、介助してくれる人がいない、家の周辺の環境が不便などということが原因で、つい外に出ることが面倒になってしまう。

このような「閉じこもり」の状態が長く続くと、身体の活動力が低下し、気持ちのほりが失われ、「寝たきり」「痴呆」につながっていきます。

地域との関わりを持ったり、人と交流をはかることは、閉じこもり予防に最も効果的です。閉じこもりがちの生活を少し見直して、これからの暖かい季節、気持ちを外に向けて出かけてみてはいかがでしょうか。



目的を見つけて楽しく外出をしましょう

散歩や買い物をゆっくり楽しむ。

愛犬を連れて公園に出かけたり、近所の店まで買い物に行ったりと、散歩や買い物はほどよい運動にもなり、地域の人との交流の機会も増えます。途中での立ち話など、ちょっとした会話から人の輪も広がります。



仲間と出かけたり、趣味を楽しむ。

お寺や神社にお参りに行ったり、老人クラブなどの行事に参加することで、仲間との交流を深める事ができます。また、園芸や畑仕事、気に入った風景をスケッチする、名所や史跡をたずねて俳句をよむなど、趣味を楽しむ事もいい気分転換になります。



地域のイベントやボランティア活動などに積極的に参加する。

知識や経験を生かして、ゆとりの時間を他人のために使ってみるのも、新しい生きがいにつながります。



第14回広域連合議会定例会

第14回広域連合議会定例会が2月20日、丸岡町議場で開催され、平成16年度一般会計当初予算など6議案が原案どおり可決されました。

また、選挙管理委員及び同補充員の選挙が行われ、次の皆さんが選出されました。(敬称略)

【選挙管理委員】	高木 稔(あわら市)	大島 捨成(三国町)
	藤田 幸久(春江町)	伊藤 勉(坂井町)
【選挙管理委員補充員】	土屋 芳樹(あわら市)	中村 三郎(三国町)
	森 瀬 美喜夫(坂井町)	末 政 幸 憲(春江町)

一般質問

予防対策の先どりについて

後藤 詩律子 議員

問1 介護保険制度施行4年、保険制度も浸透しサービス利用者も拡充しています。

介護予防については、急に効果が出るものではなく今からその準備体制が必要と思われます。先どりし具体的なサービス面の配慮はされているのでしょうか。

その際6町のバランスを保って実施していただきたい。

林田連合長

平成15年10月7日に丸岡町いきいきプラザ霞の郷において構成6町の福祉担当課、各町の社会福祉協議会、構成町内の在宅介護支援センター、NPO法人及び介護予防拠点施設の担当者の方々に出席をいただき、私から各町において介護予防を積極的に取り組むとともに、平成16年度から介護予防に関する施策の取り組みをお願いしたところであります。

当広域連合においても、全国的な傾向と同様に要支援、要介護度1など軽度の要介護認定者が増加傾向にあり、これらの対策を早急に講じなければならないと考えております。このようなことから、介護を必要とする原因である「脳卒中型」「痴呆型」「廃用症候群型」の中で、特に加齢に伴い身体機能が徐々に衰える「廃用症候群型」について、早期の筋力トレーニング、転倒予防指導により身体機能低下を抑え、介護給付費を抑制することが重要と考えております。

そこで、国に対し県を通じてこれらの対策についての平成16年度介護予防モデル事業採択要望を先般行ったところであります。

採択されれば、各構成市町において、介護予防事業に取り組んでいただくようお願いすることとしております。

地域ケア体制の充実について

藤岡 繁樹 議員

問2 第2期介護保険事業計画の中の地域で支える体制の整備では、寝たきりや一人暮らしの高齢者が安心して生活できるよう支援する地域福祉体制の整備、また、地域住民の参加と協力によって介護予防や生活支援に資するサービスの積極的な展開を促すとなっているが現状と今後の推進をどう計っていくのかを問う。

林田連合長

老人保健福祉計画において、健康管理を意識することが重要とし、健康にリスクのある方や元気な高齢者などの介護保険の対象とならないサービスを介護予防の視点から再構築を図るもので、高齢者ができる限り要介護状態にならないことを目標に、健康で生きがいのある生活がおくれるよう、これまでの保健福祉事業を含むすべての事業を老人保健福祉事業として構築を図るとなっております。

そこで、地域ケア体制を整えるため

- (1) サービス事業者間の相互の交流や情報交換によるサービスの質の向上を図るため、「介護保険サービス事業者ネットワーク」を設立し、郡内の介護サービス事業所と広域連合並びに各市町との連携を図る。
- (2) 構成6町の福祉担当課、社会福祉協議会、構成町内の在宅介護支援センター、NPO法人及び介護予防拠点施設の担当者及び代表の方々と一堂に会し介護予防や施策に関する懇談を行い、今後の取り組みと連携をお願いしたところで。

(3) 構成市町の保健・福祉施策の連携と地域住民の参画を進め、地域で支える体制の推進に努めて参りたいと考えております。

問3 第2期介護保険事業計画の中の人材の育成・確保では、ホームヘルパー、保健師、看護師などの育成、需用に基づいた計画的な確保の促進、痴呆性高齢者を介護する高度な知識や技能を有する専門的人材の育成・確保、さらに、地域ケア体制を支えるボランティアなどの人材・育成のための事業を促すとなっているが現状と今後の推進計画を明らかにすることを求める。

林田連合長

地域ケアの充実を図るための一つとして、介護サービスを支えるマンパワーの確保と、その資質向上が重要となってきます。

現状としては、福井県が指定する訪問介護員の養成機関は34機関であり、県全体で1級から3級までの資格者7,070名の養成が行われているところであります。

看護職員は県計画においても、やや不足状況であり、看護師の充足と質の高い人材の養成を図るとしてあります。

広域連合として各種事業の問い合わせやポスター等の配布など窓口としての協力体制をとっております。

今後、各市町社会福祉協議会等が行う事業等に関し、今日まで地域や集落の小単位の身近なボランティアについても、各種会議等の機会をとらえ自分ができる内容及び時間帯など、申し出をいただくように促して行きたいと考えております。

また、将来広域連合として、ホームヘルパーなどの養成講座等の開設も検討したいと思っております。

問4 第2期介護保険事業計画の中の痴呆性高齢者への支援でグループホームの整備などのサービス提供と介護家族への支援、痴呆予防など地域での生活を支えて行くための支援。また、介護保険サービスを痴呆性高齢者などの判断力が不十分な方も適切に利用できるように成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及を県や各町の社協と連携し、促進とその活用を図るとしているが、現状と今後の取り組みについて問う。

朝日事務局長

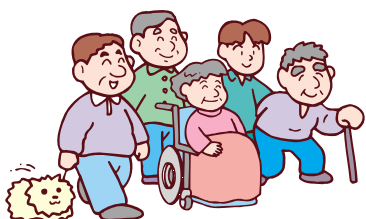
介護保険事業計画においては、比較的安定状態にある痴呆の要介護者に対し少人数で共同生活をおくる痴呆性高齢者グループホームで入浴・食事の介護など、日常生活の世話や機能訓練を行う施設が必要として平成19年度までに84人を見込んだ整備計画といたしており、今年度は三国町で1カ所整備し、16年度は坂井町で1カ所整備を行う予定となっております。

また、痴呆性高齢者を居宅で介護する家族等への支援を図ることから、在宅介護支援センターや関係機関と協力・連携し情報提供を行うなど適切な指導助言を行うとともに、痴呆の正しい知識の普及など地域住民の理解に努めていきたいと考えております。

成年後見制度等は痴呆高齢者の権利擁護と密接な関連を有する問題であります。

また、老人福祉法上で、市町村は職権による「やむを得ない事由による措置」を行うことができることとされていますが、介護保険施行後措置制度への認識が希薄で十分とはいえない状況との指摘もあるところであります。

こうした内容の要介護者等に係る対応は、地域の在宅介護支援センターなどが窓口となることから、今後、ケアマネジメントにおいて、成年後見人制度等の理解とその活用について周知するとともに関係機関等と連携を図っていきたいと考えております。



介護保険モニターについて

松本 朗 議員

問5 「介護保険モニター制度」が有効に機能すれば、サービス向上にも結びつくと考えている。

介護保険モニター制度は、実施に移されているが、その実績、効果をどのように評価しているか。改善点は何か。

制度についての周知徹底、介護保険モニターがその任務に一層誇りを持てるような運営の改善が必要ではないか。

林田連合長

平成15年6月6日に各町の推薦者6名、公募者6名、計12名の方々をご委嘱し、郡内の介護保険施設の視察を含め、3回の連絡会議を行ったところであります。

介護保険モニターの役割については、設置要綱の第4条で定められており、特に要介護者がサービスを利用していく上での不満や不安など、各構成町に設置されている苦情相談窓口においてつかみ得ない内容についてきめ細かく把握し、サービス提供現場における問題点を広域連合長に連絡等をお願いしております。

しかし、介護保険モニターの皆様は、介護保険制度の専門的知識や研修を習得した方々ばかりではありません。

委嘱から半年が経過し、ご意見や制度の趣旨普及にも努めていただいております。

介護保険モニター会議は、意見交換の場と考えており、今後は介護保険モニター員個々の活動をお願いしたいと考えております。

朝日事務局長

モニター制度の周知徹底については当広域連合及び構成町の広報誌やホームページに掲載してPRに努めています。

モニター会議については第4回目の会議を3月中に開催したいと思っております。

介護保険モニター会議録の配布については、会議内容からプライバシーの侵害にならないかを検討の上、介護保険モニター皆様の了解が得られれば会議の折に前回の会議録を配布したいと思っております。



低所得者の負担軽減について

山田 和雄 議員

問6 条例では保険料の減免が規定されているが、それが有効に機能しているのであれば、保険料の滞納の増加はないものと考えている。

現在、減免の対象として「天災」、「失業」などを規定しているが、現実に表れている滞納の状況に照らし合わせるならば、不十分な内容であり、切実な生活実態には対応できていないことは明らかである。

所得の低い方々へ十分な対応がとれるよう、現行の条例を充実させていくこととあわせ、減免のための明確な基準を設けていくことを求める。

林田連合長

現時点で減免処置を2名の方に適用しております。

所得段階別保険料の第2段階 本人・世帯とも町民税非課税対象者の中には、ただ住民税が非課税の世帯であっても年金収入266万円以下の人も非課税、自営業所得125万円以下の人も住民税は、非課税であります。

これらの実態把握をしようとするとして所得調査が必要であり、それらの調査については、当広域連合では福祉事務所を有しておりませんので、実施不可能であります。

従いまして、これらの対応につきましては各町での福祉施策の中で対応していただきたいと思います。

しかし、議員ご指摘の具体的なケースを教えていただければ、その対応策を検討して参りたいと思っております。



あわら市にお住まいの方は『介護保険被保険者証』が変わりました。

平成16年3月1日合併により「あわら市」が発足しました。新市誕生に伴い、住所表記・保険者番号が変更となるため、今回、新たに介護保険被保険者証をお届けしました。

介護サービスを利用している方は...

3月1日からはお届けしたあわら市の住所の被保険者証でサービスを受けていただく事になります。必ず事業者にご提示ください。

要介護認定を受けてない方は...

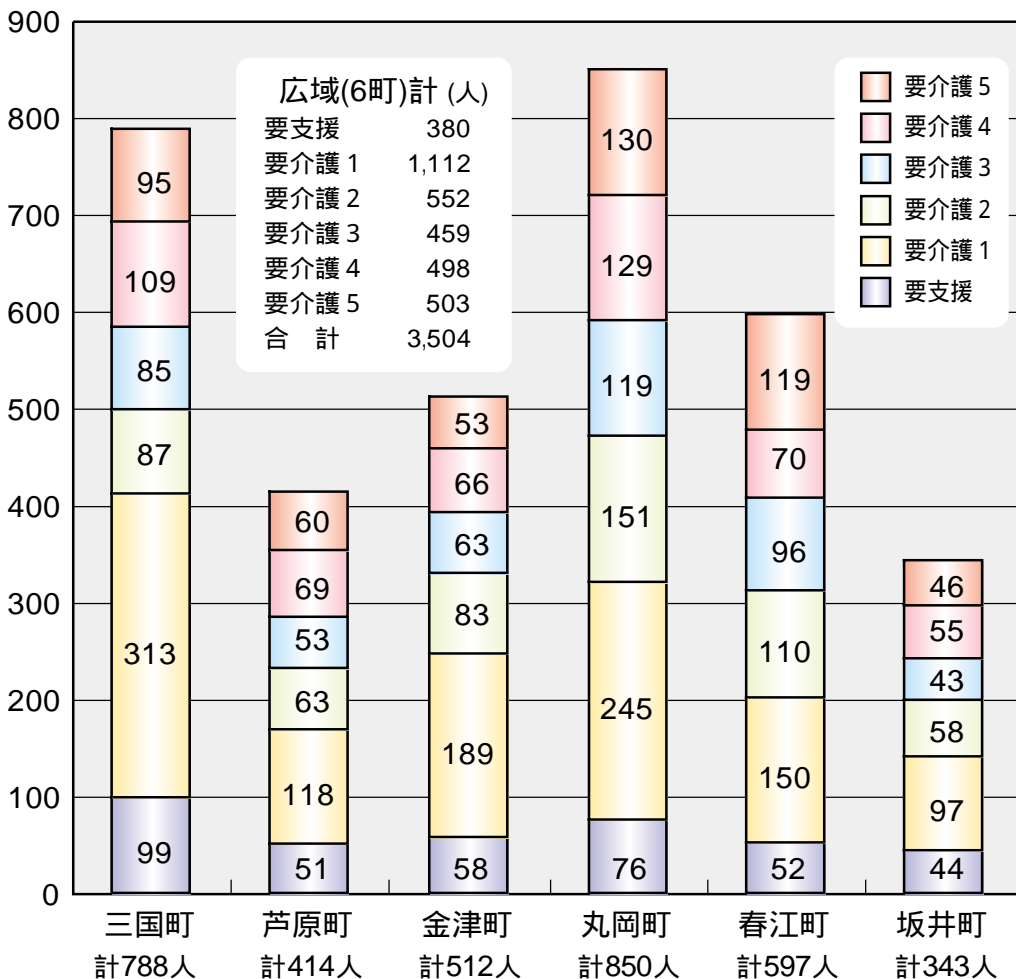
介護が必要になった時に、この被保険者証を添付して申請していただきますので大切に保管してください。

今までの被保険者証(芦原町・金津町)は3月以降、使用できませんので、各自破棄していただきますようお願いいたします。

変更点

介護保険被保険者証	
有効期限	平成16年 3月 31日
番号	3600000000
住所	あわら市 00000000
氏名	
生年月日	平成16年 3月 1日
性別	男
保険者番号並びに保険者名称及び印	182039 坂井郡介護保険広域連合

要介護等認定者数の状況 (平成16年1月末日現在)



介護保険モニターの皆さんは次の方々です。お気軽にご相談ください。(敬称略)

- あわら市**
 - 納村 亮 77-2084
 - 佐賀 千種 79-1103
 - 野田 千子 73-5277
 - 見澤 美和子 75-1486
- 三国町**
 - 大井 貞夫 82-0137
 - 坪井 真 82-0498
- 丸岡町**
 - 大霜 範子 66-5167
 - 堀田 文子 67-0877
- 春江町**
 - 竹内 則雄 51-1006
 - 平田 好江 51-1428
- 坂井町**
 - 寺澤 由紀子 72-0631
 - はん田 とみ子 72-0579

ホームページをご覧になりましたか

介護保険に関する情報を提供しています。各種申請・届出様式をダウンロードできたり前号までの広報を見ることができます。皆様のご意見・ご感想をお待ちしておりますので、ぜひ、アクセスしてください。

<http://www.kouiki.sakai.fukui.jp>



◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ☆ 編集後記 ☆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

今回号からフルカラー印刷になりました。紙面も鮮やかで見やすくなったと思いますが、いかがでしょうか。

表紙の写真は毎回の課題です。皆さんの生き生きした姿を上手に撮れるように努力していきたいです。

この時期は卒業、就職そして人事異動と節目の季節です。季節もだんだん暖かくなり、桜の開花が待ち遠しいです。